

# 研究委員会規程

1974年9月26日制定

1986年10月3日改定

1999年8月26日改定

2011年5月22日改定

2013年4月1日法人化に伴い改定

2016年1月24日改定

2019年8月26日改定

第1条 本学会定款第3条の趣旨にのっとり会員の研究活動に資するため研究委員会を設ける。

第2条 1. 研究委員会は次の各項にあたる会員をもって構成する。

(1) 理事 2名

(2) 理事会の議を経て理事長が委嘱した若干名

2. 前項第2号の委員の任期は4月から3年とし、年度ごとに三分の一が交代するものとする。ただし、一期に限って重任することができる。

3. 研究委員会には、委員長及び副委員長をおく。委員長は、会務を主宰し、副委員長はこれを補佐する。

第3条 研究委員会は次のような活動を行う。

1. 学会の研究水準を高め研究活動を活発にするために学会としてなすべき事について理事会に提案、あるいは助言を行い、必要な活動を行う。

2. 理事会よりの委嘱もしくは委員会の決定にもとづき、学会内での研究活動の推進・助成について検討あるいは調査を行い、これを理事会に報告し、必要な活動を行う。

3. 学会における研究成果を学会内外に知らせるため、公開シンポジウム等の必要な活動を行う。